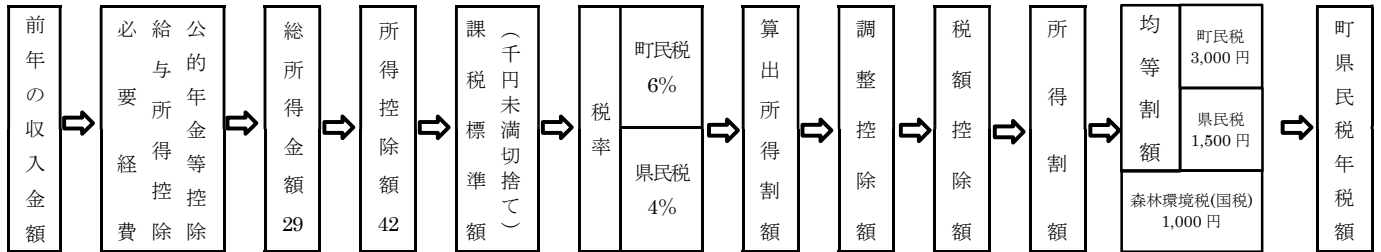


令和7年度 町民税・県民税申告書の手引き

町民税・県民税の税額計算のしかた

○計算方法



※分離課税の所得や、配当割、株式等譲渡所得割額がある場合は、計算が異なります。

○税率

均等割 町民税 3,000 円 県民税 1,500 円

所得割 課税総所得金額の多少に関わらず一律 10% (町民税 6%、県民税 4%)

森林環境税 国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円

※分離課税譲渡所得等に係る税率、調整控除、税額控除（配当控除等）及び配当割額控除額については税務課にお尋ねください

○非課税基準

下記に該当する方は、均等割または所得割が課税されません。

1. 均等割及び所得割が課税されない方

①障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方

②前年中の合計所得金額が、下記の額以下の方

・扶養親族がいない方 …… 38 万円

・扶養親族がいる方 …… 28 万円 × (扶養親族人数 + 1) + 10 万円 + 16 万 8 千円

2. 所得割が課税されない方

前年中の総所得金額等が、下記の額以下の方

・扶養親族がいない方 …… 45 万円

・扶養親族がいる方 …… 35 万円 × (扶養親族人数 + 1) + 10 万円 + 32 万円

収入および所得(申告書表面①収入金額等および②所得金額等)

所得の種類		算出方法	
営業等所得	商・工業や漁業など	収入金額 - 必要経費 = 所得金額	
農業所得	農作物、酪農、果樹など		
不動産所得	地代、家賃、権利金など		
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 所得金額	
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 所得金額	
給与所得	サラリーマンの給料、アルバイト、パート収入など	収入金額 - 給与所得控除額 = 所得金額 ※くわしくは表 1 のとおり	
雑所得	公的年金等	公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額(表2) = ①	① + ② = 所得金額
	公的年金等以外の他の所得に当てはまらない所得	収入金額 - 必要経費 = ②	
譲渡所得	財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得価格などの経費 - 特別控除額 = 所得金額	
一時所得	生命保険の満期受取金等、競馬、競艇の払戻金などの一時的な収入	(収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1／2 = 所得金額	

この手引きは税法の改正により内容の一部が変更される可能性があります。

(給与所得)

- ・給与、賞与、賃金、パート収入など
- ・源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計した金額)を申告書「①収入金額等」の給与の欄に記入してください。
- ・日々雇用やアルバイトなどで源泉徴収票が交付されない人は、申告書裏面の「⑦給与所得の内訳」に月収・勤務先などの詳細を記入してください。
- ・前年中の支払いを受けた金額について、手取り金額ではなく、社会保険料や所得税などが引かれる前の金額(総支給額)記入してください。
- ・所得金額は下の「表1 給与所得の速算表」により算出し、申告書「②所得金額等」の給与の欄に記入してください。

表1 給与所得の速算表

給与収入金額の合計(a)	給与所得の金額	
～550,999 円	0 円	
551,000 円～1,618,999 円	(a)－550,000 円	円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～1,799,999 円	(a)÷4=(b) ※(b)は千円未満の 端数を切捨て	(b)×2.4+100,000 円 円
1,800,000 円～3,599,999 円		(b)×2.8－80,000 円 円
3,600,000 円～6,599,999 円		(b)×3.2－440,000 円 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(a)×0.9－1,100,000 円 円	
8,500,000 円～	(a)－1,950,000 円 円	

(公的年金等の収入にかかる雑所得)

- ・厚生年金、恩給、国民年金など
- ・源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計した金額)を「①収入金額等」の公的年金等の欄に記入してください。
- ・遺族年金、障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。
(※他に収入のない方は、申告書裏面の「⑩所得のなかった人に関する事項」に記入してください。)
- ・所得金額は、下の「表2 公的年金等にかかる雑所得の速算表」により算出し、「②所得金額等」の公的年金等の欄に記入してください。

表2 公的年金等にかかる雑所得の速算表

(合計所得 1,000 万円以下)

●65 歳未満…昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
130 万円未満	(c)－60 万円 円
130 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－27 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－68 万 5 千円 円
770 万円以上	(c)×95%－145 万 5 千円 円

●65 歳以上…昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
330 万円未満	(c)－110 万円 円
330 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－27 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－68 万 5 千円 円
770 万円以上	(c)×95%－145 万 5 千円 円

この手引きは税法の改正により内容の一部が変更される可能性があります。

(合計所得 1,000 万円超 2,000 万円以下)

●65 歳未満…昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
130 万円未満	(c)－50 万円 円
130 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－17 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－58 万 5 千円 円
770 万円以上 1,000 万円未 満	(c)×95%－135 万 5 千円 円
1,000 万円以上	(c)－185 万 5 千円 円

●65 歳以上…昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
330 万円未満	(c)－100 万円 円
330 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－17 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－58 万 5 千円 円
770 万円以上 1,000 万円未 満	(c)×95%－135 万 5 千円 円
1,000 万円以上	(c)－185 万 5 千円 円

(合計所得 2,000 万円超)

●65 歳未満…昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた人

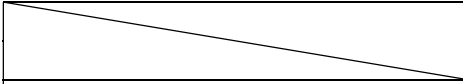
公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
130 万円未満	(c)－40 万円 円
130 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－7 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－48 万 5 千円 円
770 万円以上 1,000 万円未 満	(c)×95%－125 万 5 千円 円
1,000 万円以上	(c)－175 万 5 千円 円

●65 歳以上…昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人

公的年金等の 収入金額の合計(c)	雑所得金額 (1円未満の端数切捨て)
330 万円未満	(c)－90 万円 円
330 万円以上 410 万円未満	(c)×75%－7 万 5 千円 円
410 万円以上 770 万円未満	(c)×85%－48 万 5 千円 円
770 万円以上 1,000 万円未 満	(c)×95%－125 万 5 千円 円
1,000 万円以上	(c)－175 万 5 千円 円

所得控除(申告書表面④所得から差し引かれる金額)

項 目 名	算 出 方 法	控 除 額																																												
雑 損 控 除	災害、盗難、又は横領によって、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が保有する住宅、家財に損害が生じた場合 ①(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×10% ②災害関連支出の金額－5万円	①と②のうちいずれか多いほうの金額 31 円																																												
医療費控除	あなたや同一生計の親族のために前年中に病院等に支払った治療費、医薬品の購入代、看護師・助産師等への支払費用や通院に要した費用がある場合 ①医療費控除 $\left(\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{生命保険や社会保険など} \\ \text{で補てんされる金額} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{総所得金額等の 5\%と 10 万円} \\ \text{との少ないほうの金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array}$ ②セルフメディケーション税制 $\left(\begin{array}{c} \text{支払った対象医薬品の} \\ \text{購入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{生命保険や社会保険など} \\ \text{で補てんされる金額} \end{array} \right) - 12,000 \text{ 円} = \begin{array}{c} \text{控除額} \\ \text{(最高 8 万 8 千円)} \end{array}$	①と②のうちいずれか多いほうの金額 32 円																																												
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、社会保険・厚生年金・雇用保険等の保険料がある場合 ※年金から天引きされている場合は、その年金を受給している方のみ控除が受けられます。	支払った金額 33 円																																												
小規模企業共済等掛金控除	あなたが前年中に小規模企業共済法に基づく共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金及び共済掛金を支払った場合	支払った金額 34 円																																												
生命保険料控除	前年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料、または個人年金保険料を支払った場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">④平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等に基づく保険料 (新契約)</th> <th colspan="2">⑤平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく保険料 (旧契約)</th> </tr> <tr> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>年間の支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td>15,000 円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001 円～32,000 円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000 円</td> <td>15,001 円～40,000 円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>32,001 円～56,000 円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000 円</td> <td>40,001 円～70,000 円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>56,001 円以上</td> <td>28,000 円 (上限)</td> <td>70,001 円以上</td> <td>35,000 円 (上限)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>新生命保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (a)</td> <td>(上限 28,000 円)</td> <td rowspan="3">⇒</td> <td rowspan="3"> 一般生命保険料控除額 ① 円 </td> </tr> <tr> <td>旧生命保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (b)</td> <td>(上限 35,000 円)</td> </tr> <tr> <td>(a)+(b) (c)</td> <td>(上限 28,000 円)</td> </tr> </table> (b)と(c)のいずれか大きい額を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>新個人年金保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (d)</td> <td>(上限 28,000 円)</td> <td rowspan="3">⇒</td> <td rowspan="3"> 個人年金保険料控除額 ② 円 </td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (e)</td> <td>(上限 35,000 円)</td> </tr> <tr> <td>(d)+(f) (f)</td> <td>(上限 28,000 円)</td> </tr> </table> (e)と(f)のいずれか大きい額を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>介護医療保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額</td> <td>(上限 28,000 円)</td> <td>⇒</td> <td> 介護医療保険料控除額 ③ 円 </td> </tr> </table>	④平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等に基づく保険料 (新契約)		⑤平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく保険料 (旧契約)		年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額	12,000 円以下	支払保険料の金額	15,000 円以下	支払保険料の金額	12,001 円～32,000 円	支払保険料×1/2+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払保険料×1/2+7,500 円	32,001 円～56,000 円	支払保険料×1/4+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払保険料×1/4+17,500 円	56,001 円以上	28,000 円 (上限)	70,001 円以上	35,000 円 (上限)	新生命保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (a)	(上限 28,000 円)	⇒	一般生命保険料控除額 ① 円	旧生命保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (b)	(上限 35,000 円)	(a)+(b) (c)	(上限 28,000 円)	新個人年金保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (d)	(上限 28,000 円)	⇒	個人年金保険料控除額 ② 円	旧個人年金保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (e)	(上限 35,000 円)	(d)+(f) (f)	(上限 28,000 円)	介護医療保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額	(上限 28,000 円)	⇒	介護医療保険料控除額 ③ 円	※控除額の計算において、算出した金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。 ①+②+③ 35 円 (上限 70,000 円)
④平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等に基づく保険料 (新契約)		⑤平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく保険料 (旧契約)																																												
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額																																											
12,000 円以下	支払保険料の金額	15,000 円以下	支払保険料の金額																																											
12,001 円～32,000 円	支払保険料×1/2+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払保険料×1/2+7,500 円																																											
32,001 円～56,000 円	支払保険料×1/4+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払保険料×1/4+17,500 円																																											
56,001 円以上	28,000 円 (上限)	70,001 円以上	35,000 円 (上限)																																											
新生命保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (a)	(上限 28,000 円)	⇒	一般生命保険料控除額 ① 円																																											
旧生命保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (b)	(上限 35,000 円)																																													
(a)+(b) (c)	(上限 28,000 円)																																													
新個人年金保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額 (d)	(上限 28,000 円)	⇒	個人年金保険料控除額 ② 円																																											
旧個人年金保険料の合計額を⑤にあてはめて計算した金額 (e)	(上限 35,000 円)																																													
(d)+(f) (f)	(上限 28,000 円)																																													
介護医療保険料の合計額を④にあてはめて計算した金額	(上限 28,000 円)	⇒	介護医療保険料控除額 ③ 円																																											

項 目 名	算 出 方 法				控 除 額	
地震保険料 控 除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料、または平成 18 年 12 月 31 日までに締結し支払った場合				※一つの契約のなかに地震保険と損害保険が両方ある場合は、どちらか片方のみが適用できます。控除額が大きくなる方を記入してください。 ※控除額の計算において、算出した金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。 ①+② 36 円 (上限 25,000 円)	
	支払保険料の区分	支払保険料の金額	控除額			
	㊸地震保険契約のみの保険料の場合	50,000 円以下	支払った保険料の金額の合計額×1/2			
		50,001 円以上	一律に 25,000 円			
	㊹長期損害保険契約のみの保険料の場合	5,000 円以下	支払った保険料の全額			
		5,001 円～15,000 円	支払った保険料の金額の合計額×1/2+2,500 円			
15,001 円以上	一律に 10,000 円					
地震保険料に係る控除額の計算		旧長期損害保険料に係る控除額の計算		①+② 36 円 (上限 25,000 円)		
地震保険料の合計額を㊸にあてはめて計算した金額	(上限 25,000 円) ①	長期損害保険料の合計額を㊹にあてはめて計算した金額	(上限 10,000 円) ②			
寡 婦 控 除	寡婦：あなたが次の①、②のいずれかに該当する場合 260,000 円 ①夫と離別後婚姻していない者又は夫が生死不明の者で、扶養親族を有する者 ②夫と死別後婚姻していない者又は夫が生死不明の者で、合計所得金額が 500 万円以下の者				37 円	
ひとり親 控 除	あなたが配偶者と死別・離別後婚姻していない又は配偶者が生死不明の者で、生計を一にしている総所得金額が 48 万円以下の子を有し、かつ合計所得金額が 500 万円以下である場合 300,000 円 (寡婦・寡夫)					
勤 労 学 生 控 除	あなたが学生又は生徒で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち不労所得が 10 万円以下の場合				38 円	
障害者控除	あなたや、あなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合				38 円	
	区 分		控除額			
	普通障害者 (身体障害者手帳の 3～6 級、精神手帳の 2～3 級、療育手帳の B 級など)		260,000 円			
	特別障害者 (身体障害者手帳の 1～2 級、精神手帳の 1 級、療育手帳の A 級など)		300,000 円			
	同居特別障害者 特別障害者で、あなたやあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している者		530,000 円			
※障害者控除対象者認定書などにより控除の対象になる場合があります。						
配偶者控除 配偶者特別 控 除	あなたと配偶者の前年中の合計所得金額に応じて受けられる控除					39 円 又は 40 円
			納税義務者の合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	
	配偶者の合計所得金額					
	配 偶 者 控 除	48 万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円	
		老人配偶者	380,000 円	260,000 円	130,000 円	
	配 偶 者 特別控除	48 万円超～100 万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円	
		100 万円超～105 万円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円	
		105 万円超～110 万円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円	
		110 万円超～115 万円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円	
		115 万円超～120 万円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円	
		120 万円超～125 万円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円	
		125 万円超～130 万円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円	
		130 万円超～133 万円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円	
	133 万円超	適用なし				
	※老人配偶者とは昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人のことです。					

項 目 名	算 出 方 法			控 除 額
扶 養 控 除	あなたと生計を一にする合計所得金額 38 万円以下の親族を扶養している場合			41 円
	区 分	控 除 額	対 象 要 件	
	年少扶養親族	0 円	平成 21 年 1 月 2 日以後に生まれた人	
	扶 養 親 族	330,000 円	平成 21 年 1 月 1 日生まれで下段以外の人	
	特定扶養親族	450,000 円	平成 14 年 1 月 2 日生まれ～平成 18 年 1 月 1 日生まれ	
	老人扶養親族	380,000 円	昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人	
	同 居 老 親 等	450,000 円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、あなたやあなたの配偶者のいずれかと同居している人	
基 礎 控 除	合計所得金額が 2,500 万円以下の方が受けられる控除です。			42 円
	合計所得金額		基礎控除	
	2,400 万円以下		430,000 円	
	2,400 万円超 2,450 万円以下		290,000 円	
	2,450 万円超 2,500 万円以下		150,000 円	
	2,500 万円超		0 円	

マイナンバー（個人番号）制度について

申告書の提出の際には、マイナンバー（12 桁）の記載、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【本人確認（番号確認及び身分確認）を行うときに使用する書類の例】

例 1 個人番号カード（番号確認および身元確認）

例 2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

所得がなかったかたへのおねがい

昨年中に所得がなかったかたは、お手数ですが申告書の裏面「18.所得がなかった人に関する事項」の該当箇所に記入し、申告書を提出してください。ご提出がありませんと、あなたに所得があるのかどうか判断できず、申告の催促等でご迷惑をおかけする場合があります。

また、申告していただくことにより、「非課税証明」「所得証明」の発行資料、国民健康保険、介護保険料などの基礎資料となりますので、ご協力をお願いします。